

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 28日

千葉市長 殿

提出者 〒260-0823

住 所 千葉県千葉市中央区塩田町385番地の1

氏 名 JFE鋼板株式会社 東日本製造所

取締役 製造所長 佐藤 直也

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 043-265-6211



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	JFE鋼板株式会社 東日本製造所
事業場の所在地	千葉市中央区塩田町385番地の1
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ✓

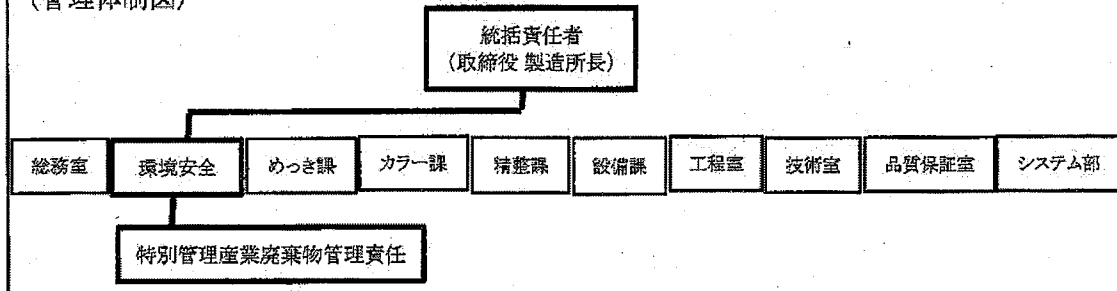
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	大分類 製造業	中分類 鉄鋼業	小分類 表面処理鋼材製造業
② 事業の規模	令和5年度売上高: 26,638 百万円		
③ 従業員数	156人		
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照		

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【 前年度(令和5年度)実績 】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	排出量 (これまでに実施した取組)	132.38 t ✓	0.00 t
		徹底した分別により 100%再資源化	生産工程の適正化で 排出量の削減
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	排出量 (今後実施する予定の取組)	129.80 t ✓	0.00 t
		徹底した分別により 100%再資源化を継続	生産工程の適正化で 排出量の削減を継続
①現状	【 前年度(令和5年度)実績 】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(有害)	汚泥(有害)
	排出量 (これまでに実施した取組)	15.91 t ✓	0.00 t
		生産工程の適正化で 排出量の削減	生産工程の適正化で 排出量の削減
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(有害)	汚泥(有害)
	排出量 (今後実施する予定の取組)	16.39 t ✓	0.00 t
		生産工程の適正化で 排出量の削減を継続	生産工程の適正化で 排出量の削減を継続

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 徹底した分別により100%再資源化(引火性廃油) ・ 生産工程の適正化で排出量削減(強酸、廃酸(有害)、汚泥(有害))
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 徹底した分別により100%再資源化を継続(引火性廃油) ・ 生産工程の適正化で排出量削減を継続(強酸、廃酸(有害)、汚泥(有害))

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【 前年度（令和5年度）実績 】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量		t
	(これまでに実施した取組)		
該当なし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
該当なし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【 前年度（令和5年度）実績 】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
該当なし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
該当なし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【 前年度（令和5年度）実績 】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	該当なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	該当なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【 前年度（令和5年度）実績 】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	全処理委託量	132.38 [✓] t	0.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	132.38 [✓] t	0.00 t
	再生利用業者への処理委託量	132.38 [✓] t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組)		
		徹底した分別により 100%再資源化	生産工程の適正化で 排出量の削減

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	全 処 理 委 託 量	129.80 t	0.00 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	129.80 t	0.00 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	129.80 t	0.00 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組)	徹底した分別により 100%再資源化を継続	生産工程の適正化で 排出量の削減を継続
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（有害）	汚泥（有害）
	全 処 理 委 託 量	15.91 t	0.00 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	15.91 t	0.00 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組)	生産工程の適正化で 排出量の削減	生産工程の適正化で 排出量の削減

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（有害）	汚泥（有害）
	全 処 理 委 託 量	16.39 t	0.00 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	16.39 t	0.00 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組)	生産工程の適正化で 排出量の削減を継続	生産工程の適正化で 排出量の削減を継続
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【 前年度（令和5年度）実績 】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	148.29	t
	(今後実施する予定の取組等) マニフェスト情報の照会により廃棄物の処理状況を閲覧し期限内に処理 されているか確認する。廃棄物処理終了報告確認の期限が間近の時は、 委託産廃業者に連絡し、迅速な対処処置を要求する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業実績値を廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。